

経営の建て直しを 全力で 支援します。

産業競争力強化法

中小企業・小規模事業者の
経営改善・事業再生支援

中小企業再生支援協議会

47都道府県ごとに設置し、
再生計画の策定や金融機関等の関係者調整等を支援します。

経営改善サポート保証

経営改善・事業再生に関する計画を実行するために必要な資金の融資を受ける際、
信用保証協会の債務保証が受けられます(最大2億8千万円)。

経営改善計画策定支援事業

外部専門家(認定経営革新等支援機関)の助けを受けて
経営改善計画を作成する際、その費用の2/3を国が支援します。



中小企業再生支援協議会

施策概要

各地域で経営改善・再生支援を受けられる。

- 47都道府県に設置し、相談対応や再生支援を実施。
- 経験実務豊富な常駐専門家が相談・助言や再生計画の策定や金融機関調整等の支援を実施。

※相談者の秘密は厳守。

支援対象

経営改善・事業再生に意欲のある事業者の皆様。

- 財務上の課題を抱えているものの、事業の収益性があり、事業再生に意欲のある事業者。

特徴

公正中立な公的機関

- 公正中立な立場から金融機関等の複数の関係者の調整を支援。
- これまでに5000件以上の再生計画策定等の支援実績。
- 今後は、中小機構(全国本部)でも各地での相談に対応。



経営改善サポート保証

施策概要

再生計画実行のための資金支援。

- 協議会の支援により作成した再生計画等を実行するために必要な資金の融資について、信用保証協会が債務保証をする制度。

支援対象

以下の機関の支援を受けて計画を作成し、経営改善・事業再生に取り組む事業者の皆様。

- 中小企業再生支援協会
- 中小企業基盤整備機構
- 経営サポート会議※等

※金融機関等の関係者により、個々の事業者を支援する信用保証協会等を事務局とした支援の枠組み。

制度内容

- 保証限度額：2億8000万円（※一般保証とは別枠）
- 保証割合：責任共有制度（80%保証）
（※ただし、100%保証の同額以内の借り換えは100%保証）
- 保証期間：15年以内
- 保証料率：0.8%以下
（※ただし、100%保証の場合、1.0%以下）

※事業者は四半期に一度金融機関に計画の実施状況を報告。

こんな支援もあります。



経営改善計画策定支援

※25・26年度補正予算による措置

施策概要

- 外部専門家（認定経営革新等支援機関）の助けを受けて実施する経営改善計画策定を支援。
- 専門家に対する支払費用の2/3を国が支援。

こんな方におすすめ

- 売り上げ増加、コスト削減、黒字体質への転換等の経営改善を希望する事業者。
- 計画策定後も継続的なフォローアップ希望する事業者。

お問い合わせ

最寄りの中小企業再生支援協議会、信用保証協会、経済産業局へご連絡下さい。

経済産業省 中小企業庁 事業環境部 金融課（直通）03-3501-2876

詳しくはホームページをご覧ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/index.html>

経営改善サポート保証

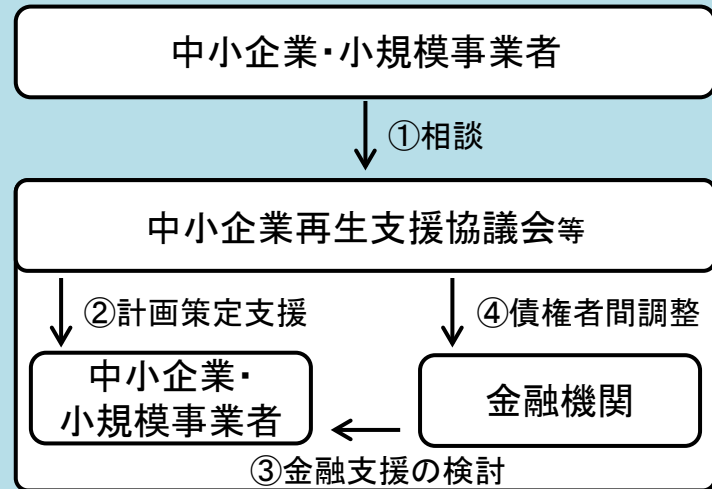
(事業再生計画実施関連保証)

- 「中小企業再生支援協議会」等※の支援により作成した経営改善・再生計画に基づき、中小企業が経営改善・事業再生を実行するために必要な資金を、信用保証協会の保証付き融資で支援し、経営改善・事業再生の取組を後押し。
- 中小企業は、経営改善・再生計画の実施状況を金融機関に対して報告（四半期毎）、金融機関は、経営支援の実施状況を含め信用保証協会に対して報告（年1回）。

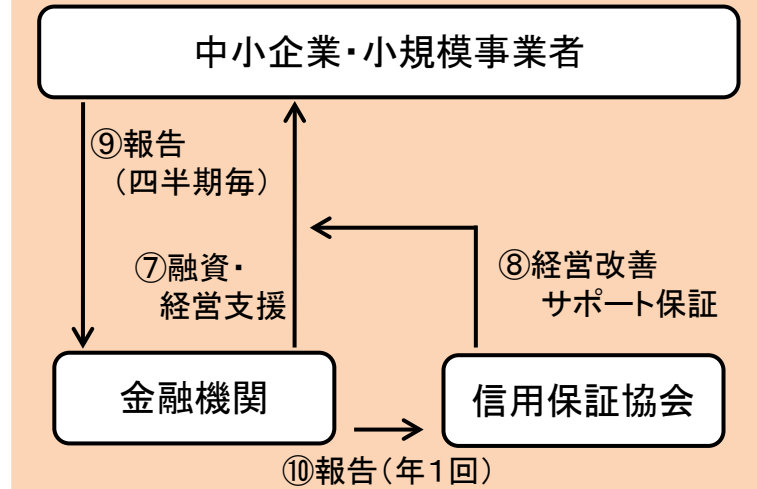
※ 本保証制度の対象となるその他のスキーム

- ①中小機構の再生支援全国本部、②事業再生ADR、③整理回収機構、④地域経済活性化支援機構、⑤東日本大震災事業者再生支援機構、⑥私的整理ガイドライン、⑦個人債務者の私的整理ガイドライン、⑧中小機構から出資した再生ファンド、⑨経営サポート会議（金融機関等の関係者により個々の事業者を支援する信用保証協会等を事務局とした支援の枠組み）

計画策定段階



計画実行段階



- 保証限度額 2億8,000万円（一般の普通・無担保保証とは別枠）
- 保証割合 責任共有保証（80%保証）
ただし、100%保証の既保証を同額以内で借り換える場合は、例外的に100%保証
- 保証料率 責任共有保証：0.8%以下、100%保証：1.0%以下
- 保証期間 一括返済：1年以内、分割返済：15年以内（据置期間1年以内）